

# 青森県報

第百七十六号

令和二年  
六月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○青森県景気ウォッチャー調査の実施……………(統計分析課) ……一

○特定行為業務の登録……………(高年齢福祉保険課) ……二

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

○車両制限令第三条第四項に規定する道路の指定……………(道路課) ……二

○車両制限令第十条第二項の規定による通行方法の指定……………(同) ……二

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出……………(建築住宅課) ……三

### 公告

○令和元年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……五

○令和元年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……五

### 出先機関

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(三八地域民局) ……七

○右……………(同上地域民局) ……七

○右……………(同) ……七

### 公安委員会

○警備員等の検定の実施……………(生活安全企画課) ……八

### 公営企業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院課) ……九

## 告示

### 青森県告示第五百二十七号

青森県景気ウォッチャー調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査の目的

きめ細かな生活実感のある情報を収集し、県内景気動向判断の基礎資料とする。

#### 二 調査対象の範囲

県内に住所を有する事業所の従事者等

#### 三 報告を求める事項及びその基準となる期日

##### 1 報告を求める事項

(1) 景気の現状に対する判断(水準)

(2) 三月前と比べた景気の現状に対する判断(方向性)及びその理由

(3) 三月後の景気の先行きに対する判断(方向性)及びその理由

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による現在の景気への影響に対する判断及びその理由

(5) 新型コロナウイルス感染症による今後の景気への影響に対する判断及びその理由

理由

2 報告を求める事項の基準となる期日

調査票記入日現在

四 報告を求める者

経済活動の動向を敏感に反映する現象を観察できる適当な業種に従事する百名

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を報告者に郵送又は電子メールで配布し、記入済みの調査票を郵送、FAX、電子メール又はインターネットにより回収する方法

六 報告を求める期間

毎年一月、四月、七月及び十月（三の1の(4)及び(5)に掲げる事項については令和二年四月、七月及び十月並びに令和三年一月及び四月）において、それぞれ当該月の十五日まで

青森県告示第五百二十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 二六八	氏名又は 名称	有限会社 聖友	住所	弘前市大 字泉野五 丁目六の 七	事業 名称	訪問看護 ステーション のか	所在地	弘前市大 字泉野五 丁目六の 七	業務開始 年月日	令和 二・六・一 九	備考	訪問介護
登録番号	〇三〇〇一 二六九	氏名又は 名称	有限会社 聖友	住所	弘前市大 字泉野五 丁目六の 七	事業 名称	住宅型有 料老人ホ ームのか	所在地	弘前市大 字泉野五 丁目六の 六	業務開始 年月日	〃	備考	住宅型有 料老人ホ ーム

青森県告示第五百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人弘前久栄会	弘前市大字神田五丁目八の一三	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所ひかり	弘前市大字神田五丁目八の四	令和 二・七・一

青森県告示第五百三十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に掲げるものとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第一項の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定する道路の路線名及び区間	路線名	区間
一	県道青森東イン ター線	青森市大字諏訪沢字松代一四八の一から 青森市大字三本木字川崎一六三の三まで
二	県道八戸環状線	八戸市大字田面木字エヒサ沢五の三から 八戸市大字根城字牛ヶ沢一三の一まで

二 指定する年月日

令和二年六月三十日

青森県告示第五百三十一号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十条第二項の規定により、同令

第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行方法を次のとおり定め、令和二年六月三十日から施行するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第二項の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

交差点における左折又は右折に当たつての誘導

一 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、国際海上コンテナのセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道清水川滝沢野内線	青森市大字三本木字川崎	県道青森東インター線

二 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道青森東インター線	青森市大字三本木字川崎	県道清水川滝沢野内線

三 国際海上コンテナ車の橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

青森県告示第五百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分	名称	住所	業務を行う事務所の所在地	変更年月日
株式会社 建築構造 センター			東京都新宿区新宿 一丁目八の一	(本社)東京都新宿区新宿一丁目八の一 大橋御苑ビル六階 (東北事務所)宮城県仙台市青葉区本町二丁目一〇の二八 カメイ仙台グリーンシティ三階 (福島事務所)福島県郡山市中町一〇の五 やまのいビル一〇の三号室 (群馬事務所)群馬県高崎市八島町二六二 内藤ビル二階 (埼玉事務所)埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二の三 さいたま浦和ビルディング三階 (千葉事務所)千葉県船橋市葛飾町二丁目四〇二の三 丸庄ビル一階 (神奈川県事務所)神奈川県横浜市西区北幸二丁目八の九 日総第八ビル三階 (長野事務所)長野県長野市南町一〇八二 N D(愛知事務所)愛知県名古屋市中区栄四丁目一四二 久屋パークビル七階 (三重事務所)三重県四日市市浜田町一の一 日市ビル七階	令和二年七月十三日



令和元年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、令和元年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	
知事	2,804 (28)	2,081 (10)	541 (17)	73 (1)	0	74	35
病院事業管理者	7	5	2	0	0	0	0
議 会	21	3	12	6	0	0	0
教育委員会	91	63	18	10	0	0	0
選挙管理委員会	24	15	6	1	0	2	0
公安委員会	2	0	1	0	0	0	1
警察本部長	208 (3)	100	88 (2)	13 (1)	0	3	4
地方独立行政法人青森県産業技術センター	2	0	2	0	0	0	0
青森県土地開発公社	1	1	0	0	0	0	0
青森県道路公社	1	0	1	0	0	0	0
計	3,161 (31)	2,268 (10)	671 (19)	103 (2)	0	79	40

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計103件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは99件であり、不開示の計2件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは2件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)				
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
10 (1)	0	0 (1)	2	0	0
					8

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 審査請求があつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案  
審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案  
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

令和元年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、令和元年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和二年六月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 実施機関における個人情報情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況  
イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ



知事	70 ( 1)	55	12 ( 1)	1	0	2	0
議 会	1	1	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
警察本部長	57	0	45	9	1	1	2
計	129 ( 1)	56	58 ( 1)	10	1	3	2

- 注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。
- 2 不開示の計10件中、開示請求に係る保有個人情報保有していないことを理由とするものは9件である。
- 3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	49
病院事業管理者	28
教育委員会	7,557
人事委員会	40
警察本部長	112
公立大学法人青森県立保健大学	131
地方独立行政法人青森県産業技術センター	8
計	7,925

- (2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況  
訂正請求は、なかつた。
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況  
利用停止請求は、なかつた。

- (4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

区 分	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
開示決定等及び不開示請求に係るもの	1 ( 3)	0	0 ( 1)	0 ( 2)	0	0	1
訂正決定等及び訂正請求に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等及び利用停止請求に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況  
苦情の申出は、なかつた。
- 2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項
- (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件 数	処理の状況(件)	
	処 理 済	検 討 中
8	8	0

- (2) 事業者に対する勧告の件数  
事業者に対する勧告は、なかつた。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかつた。
- (4) 事業者が勧告に従わなかつた旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

## 出 先 機 関

### 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、浅水七崎土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に三八地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年六月二十九日

三八地域県民局長 堀 義 明

#### 一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

#### 二 縦覧の期間

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

#### 三 縦覧の場所

八戸市庁

五戸町役場

### 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、赤沼土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に上北地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年六月二十九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

#### 一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

#### 二 縦覧の期間

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

#### 三 縦覧の場所

十和田市役所

### 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、奥瀬堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第九条第一項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に上北地域県民局長に異議を申し出ることができる。

令和二年六月二十九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

#### 一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

#### 二 縦覧の期間

令和二年六月三十日から同年七月二十九日まで

#### 三 縦覧の場所

十和田市役所

# 公安委員会

青森県公安委員会告示第六十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和二年六月二十九日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

## 一 検定の実施日時及び場所

### 1 実施日時

#### (一) 学科試験

令和二年九月二十八日（月）午前九時から午前十時までの間（予定）

#### (二) 実技試験

令和二年十月三十一日（土）午前九時から午前十一時までの間（予定）

### 2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

## 二 検定を行う警備業務の種類及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

## 三 検定の定員

三十人（予定）

## 四 受検資格

### 1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

## 五 検定の方法及び内容

### 1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

実技試験を行わない。

## 2 内容

### (一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 六 検定申請の手續

### 1 検定申請の受付期間及び受付時間

#### (一) 受付期間

令和二年八月二十四日（月）から同月二十八日（金）までの間（予定）

#### (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

#### (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

### 2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

- (一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (二) 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

### 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

### 4 検定申請の書類



検定期別記録様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通  
(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

5 受検手数料

一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七―七二三―四二一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

## 公 営 企 業

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

重油(日本産業規格 一種二号) 七万二千リットル

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年五月二十六日

五 落札者の名称及び住所

カメイ株式会社青森支店

青森市原別八丁目七の一

六 落札金額

一リットル 四十三円一銭

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年二月十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円